

横浜市立東市ヶ尾小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月21日策定（令和5年8月25日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

◇ いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ対策推進法（以下「法」という）第2条）

法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要であると捉えている。

◇ いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

また、いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な「人権侵害」であって、特定の子どもや立場の人だけの問題にせず、広く学校全体、ひいては社会全体で取り組まなければならない。

これを踏まえて、いじめのない社会実現に向け、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力して、活動しなければならない。

そして、子ども一人ひとりは、自らが推進者であることを自覚して、いじめを許さない子ども社会の実現に努めなければならない。

◇ いじめ防止基本方針策定の目的

上記の基本理念を基に、本校学校教育目標の主文「豊かな知性と健やかな心身をもち、夢に向かってチャレンジする子」の具現化のために「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」を育むべく、日々努めているが、豊かな心の育成につながる「思いやりの心をもち、人の心を考えて行動できる人権感覚の育成」については、日々力を入れるところである。

そして、大人も子どもも、広くは社会全体が「いじめは、しない、させない、許さない！」「どんないじめも見逃さない！」の精神をもって、学校、家庭、地域が一体になって、いじめのない、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活することができ、夢や希望をもつことができる学校づくりに努めなければならないと考える。その実現のために、この基本方針を策定する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

（1）委員会の構成員

上記実現のために、次のような構成員による「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

校長 副校長 教務主任 児童支援専任 学年主任 特別支援コーディネーター 養護教諭

ただし、必要に応じて、心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラーなど）の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設して、月1回以上、定期的に開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として、組織的に対応する方針を決定するとともに、「会議録」を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うもので、主に、次のような活動を行うものとする。

◇ 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境をつくる。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童・保護者に周知する。

◇ 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報を収集し記録に残し、共有する。
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報を迅速に共有し、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査などにより、事実関係を把握し、いじめであるか否かを判断する。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応する方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

◇ 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画を作成し、実行し、検証し、修正する。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検並びに学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・全教育活動において、「いじめ防止」につながる意識をもたせる。
- ・学習時間や特別活動の時間などの学級や学年全体の雰囲気を大事にする。
- ・年間を通して、児童会での具体的な取組を実施する。
- ・「学校子ども人権会議」（仮名称）など、全校で話し合う機会を設置する。
- ・人権週間の設置や道徳の授業公開等により人権教育や道徳教育を充実させ推進する。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめの定義の理解を含む年間数回の教職員研修の充実を図る。
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制を構築する。（情報共有の推進）
- ・「児童生活アンケート」を年間2回実施し、丁寧に整理・分析し、全職員で共有する。
- ・年間2回児童と個別の教育相談を実施する。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進し充実させる。
- ・保護者、地域、関係機関との連携を図り、迅速、かつ組織的・継続的に対応する。

(3) いじめに対する措置

- ・学校いじめ防止対策委員会での情報を共有し、対応する方針を決定し、記録する。
- ・被害児童及び保護者へ支援し、加害児童及び保護者へは、指導すると同時に支援する。
- ・保護者の協力を求め、警察署等関係機関との連携を図る。

(4) いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされているかどうかを「学校いじめ防止対策委員会」において検証し、いじめが解消しているかどうか判断する。

＜いじめ解消の2つの要件＞

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

そのためには、被害児童並びに加害児童、さらには、関係児童やそのほかの児童の聞き取り調査を実施し、事実の確認をする。また、保護者についても、聞き取り調査を行う。

(5) 教職員等への研修

児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係を捉える教職員の能力を高める実践的な研修（児童生徒理解研修の推進）や法の確実な運用を行うための研修を行う。

・児童理解研修、いじめ防止、対応に向けた研修、人権教育に関する研修、OJT研修など

(6) 「市ヶ尾中学校区学校・家庭・地域連携事業」等の活用

「市ヶ尾中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者や地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

◇ 年間活動計画

月	主な取組内容	主な学校行事
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ いじめ防止職員研修、児童理解研修	始業式、入学式、地域訪問
5月	学級風土チェック、いじめアンケート①実施 YP研修	P T A総会、学校説明会 全国学力学習状況調査
6月	学校生活アンケート（YP）①実施、 いじめアンケート②事後対応 校内子ども人権会議	中学校ブロック学家地連 中学校ブロック地区懇談会
7月	教育相談、学校生活アンケート（YP）①事後対応 不祥事防止研修、人権研修	個人面談 前期前半授業終了
8月	よこはま子ども会議 特別支援教育研修	前期後半授業開始
9月		
10月	前期の振り返り、学校生活アンケート（YP）②実施	前期終業式、後期始業式 P秋だよ！、運動会
11月	学校生活アンケート（YP）②事後対応	学校・地域総合防災訓練
12月	校内子ども人権会議、教育相談 いじめアンケート②実施	個人面談 後期前半授業終了
1月	いじめアンケート②事後対応	後期後半授業開始 書き初め
2月	学級風土チェック	入学説明会、
3月	年度末振り返り、次年度への引き継ぎ	卒業証書授与式、 修了式、離任式

4 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条によるいじめの重大事態の疑いが発生した場合の学校の対応としては、次のとおりである。

<重大事態の定義>

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」(同項第2号)

<発生の報告>

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検と見直し

- ・学校として、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(P D C Aサイクル)。)
- ・また、必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて、本校「東市ヶ尾小学校いじめ防止基本方針」を見直し、検討し、改定し、改めて公表する。

6 参考資料

- (1)「横浜市いじめ防止基本方針」(平成29年10月改定)
- (2)「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省 平成29年3月14日改定)